

平成23年12月20日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
会社名 株式会社ゲームオン
代表者 代表取締役社長 李 相 燁
(コード番号: 3812 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画室長 松本 将司
電話番号 03-5447-6320 (代表)

支配株主であるネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる 当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ

ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成23年11月7日から実施されておりましたが、平成23年12月19日をもって終了し、公開買付者より添付のとおり、本公開買付けの結果を発表する旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

以上

添付資料

株式会社ゲームオン株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 20 日

各 位

ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション
代表取締役 尹 相圭

株式会社ゲームオン株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 11 月 4 日、株式会社ゲームオン（コード番号：3812、東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 23 年 11 月 7 日から実施しておりましたが、本公開買付けが 12 月 19 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション
大韓民国京畿道城南市盆唐区九美洞 192-2 NEOWIZ Tower

(2) 対象者の名称

株式会社ゲームオン

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権（以下の新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。）

- イ. 平成 14 年 4 月 30 日開催の臨時株主総会決議及び平成 14 年 4 月 30 日開催の取締役会決議に基づき平成 14 年 5 月 1 日に発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
- ロ. 平成 15 年 10 月 3 日開催の臨時株主総会決議及び平成 16 年 8 月 18 日開催の取締役会決議に基づき平成 16 年 8 月 19 日に発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）
- ハ. 平成 17 年 7 月 15 日開催の臨時株主総会決議及び平成 17 年 7 月 15 日開催の取締役会決議に基づき平成 17 年 7 月 16 日に発行された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）
- ニ. 平成 17 年 7 月 15 日開催の臨時株主総会決議及び平成 17 年 12 月 21 日開催の取締役会決議に基づき平成 17 年 12 月 22 日に発行された新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）
- ホ. 平成 20 年 3 月 28 日開催の定時株主総会決議及び平成 20 年 3 月 28 日開催の取締役会決議に基づき平成 20 年 4 月 4 日に発行された新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）
- ヘ. 平成 20 年 3 月 28 日開催の定時株主総会決議及び平成 20 年 11 月 20 日開催の取締役会決議に基づき平成 20 年 12 月 1 日に発行された新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
22,620 (株)	11,311 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,311株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,311株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第11期第3四半期報告書(平成23年11月4日提出)に記載された平成23年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(99,648株)に本新株予約権の目的たる株式数(合計892株)を加えた数(100,540株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(37,921株)及び公開買付け者が所有する対象者の普通株式の数(39,999株)を控除した株式数となります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年11月7日(月曜日)から平成23年12月19日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

①普通株式 1株につき、金88,300円

②本新株予約権

イ. 第1回新株予約権 1個につき、金657,720円

ロ. 第4回新株予約権 1個につき、金1円

ハ. 第5回新株予約権 1個につき、金1円

ニ. 第7回新株予約権 1個につき、金1円

ホ. 第8回新株予約権 1個につき、金1円

ヘ. 第9回新株予約権 1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(11,311株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(17,501株)が買付予定数の下限(11,311株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成23年12月20日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	17,501株	17,501株
新株予約権証券	1株	1株

新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	17,501株	17,501株
(潜在株券等の数の合計)	一株	一株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	39,999個	(買付け等前における株券等所有割合 63.88%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	972個	(買付け等前における株券等所有割合 1.55%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	57,500個	(買付け等後における株券等所有割合 91.83%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)
対象者の総株主等の議決権の数	61,679個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成23年12月期(第11期)第3四半期報告書(平成23年11月4日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式についても対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の平成23年12月期(第11期)第3四半期報告書(平成23年11月4日提出)に記載された平成23年9月30日現在における発行済株式総数(99,648株)に本新株予約権の目的である株式数(合計892株)を加えた数(100,540株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(37,921株)を控除した株式数(62,619株)に係る議決権の数62,619個として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成23年12月26日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載の内容から変更ございません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、公開買付者は、対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は上場廃止となる見込みです。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション
株式会社東京証券取引所

大韓民国京畿道城南市盆唐区九美洞 192-2 NEOWIZ Tower
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上